

様

八戸地域広域市町村圏事務組合議会議長 印

保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、八戸地域広域市町村圏事務組合議会の個人情報の保護に関する条例第34条第1項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報 の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び 理由	(訂正内容) (訂正理由)

教 示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、八戸地域広域市町村圏事務組合議会議長に対して行政不服審査法による審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、八戸地域広域市町村圏事務組合を被告として（八戸地域広域市町村圏事務組合議会議長が被告の代表者となります。）、提起することができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決。以下同じ。）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

<本件連絡先> 八戸地域広域市町村圏事務組合議会事務局
電話番号 ()